

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第36回）  
（議事要旨）

日時：2020年2月3日（水）15:30～16:15

場所：WEB会議

出席委員：

松原小委員長、清水委員、曾田委員、高須委員、田島委員、新島委員、脇坂委員  
（五十音順）

議事要旨：

議題1 工場立地動向調査の見直しについて（審議事項）

事務局からの説明後、委員からは以下のような御意見をいただいた。

- ・ 工場立地動向調査の合理化については、是非進めていただきたい。合理化にあたっては、例えば、変化のあった項目のみ報告できるようしたり、集計を自動化したりするといった調査手法の合理化も進めていただきたい。
- ・ 調査周期の変更や調査項目の削減は、自治体や企業側の事務負担軽減に繋がるので賛成。自治体の人事異動時期を避けるため、今後の調査手法の合理化の進展に合わせ、確報の公表の前倒しなど調査実施期間が年度をまたぐことのないようにしていただけると、なおありがたい。
- ・ 行政の効率化、事業者等の負担軽減を図る観点から、調査の合理化は賛成。工場立地法は工場の新設・拡張を規制して公害を防止することを目的とするものであり、当初の目的は達成している。法律制定から50年経つなかで、現在の経済や社会の環境の変化を踏まえ、中長期的には、工場立地法のあり方も見直していただきたい。特に、新型コロナウイルス感染症により、サプライチェーンの途絶が国家安全保障上の課題として指摘されているところであり、中長期的には工場立地を促進するような法制度のあり方を考えていただきたい。
- ・ 工場立地動向調査の結果は、地方創生や地域振興の分析に用いられることもある。必要な情報が縮小することのないよう、引き続き、充実した調査の実施をお願いしたい。

委員からの御意見に対する事務局からの回答は以下のとおり。

- ・ 調査手法は、現在も電子的な報告ができる仕組みとなっているが、御指摘を踏まえ、負担軽減と速やかな調査・公表を両立しながら、合理化を進めていきたい。

- ・ 社会情勢の変化を見ながら、不断の見直しを検討してまいりたい。
- ・ 立地促進という観点では、地域未来投資促進法という法律で後押しをしているが、御指摘の点も踏まえながら制度の運用を検討してまいりたい。

工場立地動向調査の見直しについては、委員全員異議なく、小委員会として了承となった。

## 議題2 国家戦略特区法の改正について（報告事項）

事務局からの説明後、委員からは以下のような御意見をいただいた。

- ・ 国家戦略特区法の改正は進めていただきたい。また、国家戦略特区法の制度趣旨に鑑み、今後、問題がないようであれば、効果検証を行った上で、全国展開を進めていただきたい。
- ・ 企業からは緑地規制がハードルとなって、工場の拡張や生産設備の柔軟な変更がしにくいという意見もある。特区制度の活用により、柔軟な制度運用をお願いしたい。
- ・ 緑地規制が規定された時代と現在の状況は大きく異なる。特に都市部などの土地を確保することが難しい場所では、緑地規制の緩和が図られる方が合理的と考える。他方、緩和にあたっては、環境被害に対応できているのか否かをチェックできる仕組みが必要。各市町村の判断がフリーハンドになりすぎないように注意が必要。
- ・ 近年、SDGsの観点から、工場敷地内の緑地確保だけでなく、様々な活動を進めている企業が多くいる。こうした取組を評価することができれば、企業としても取組が進め易いのではないか。

委員からの御意見に対する事務局からの回答は以下のとおり。

- ・ 今回の改正により規制緩和の枠組みができる。その後、自治体による計画の申請とそれに対する国の承認・同意というプロセスが進んでいくが、いただいた御指摘も踏まえながら、具体的な運用の仕組みを検討してまいりたい。

以上